

別記様式第 1 号

〇〇年度まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業  
(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)  
年次漁獲割当量の移転に係る事前認可申請書

年 月 日

農林水産大臣 殿

(移転を行う可能性がある者)

代表者	(住所)
	(氏名)
2	(住所)
	(氏名)
3	(住所)
	(氏名)
4	(住所)
	(氏名)
5	(住所)
	(氏名)
6	(住所)
	(氏名)
7	(住所)
	(氏名)

※代表者は、他の構成員全員と共同して当該条件付き認可の取消しを申請することができる。代表者が構成員を離脱した場合には、代表者の次に記載された者が代表者となる。

※住所欄：法人にあっては、主たる事務所の所在地

※氏名欄：法人にあっては、名称及び代表者の氏名

下記により、〇〇年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可を受けたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項並びに漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号。以下「規則」という。）第 13 条において準用する規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 条件付き認可を求める年次漁獲割当量及び当該認可に係る船舶の概要

(1) 年次漁獲割当量を移転する可能性がある船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量（申請時）	移転しようとする量
A丸（AA-〇〇〇、199トン）	1,000トン	500トン以下
B丸（BB-〇〇〇、135トン）	2,000トン	1,000トン以下
C丸（CC-〇〇〇、199トン）	3,000トン	1,500トン以下

(2) 年次漁獲割当量の移転を受ける可能性がある船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量（申請時）	移転を受けようとする量
A丸（AA-〇〇〇、199トン）	1,000トン	2,500トン以下
B丸（BB-〇〇〇、135トン）	2,000トン	2,000トン以下
C丸（CC-〇〇〇、199トン）	3,000トン	1,500トン以下

(備考)

1 規則第13条において準用する規則第10条第3項において準用する規則第3条第2項各号の規定により申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、規則第63条第1項の規定により法の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

ア 個人にあつては、次に掲げる書類

- ① 住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
- ② 最近の財政状態を明らかにする書類（例：財産目録、税務申告の写し等）

イ 法人にあつては、次に掲げる書類

- ① 定款
- ② 登記事項証明書
- ③ 最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録

ウ 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本

エ 申請者が法第18条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面

オ 申請者が法第36条第1項、第57条第1項又は第119条第1項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可証の写し

カ 法第38条（法第58条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあつては、当該認可を受けたことを証する書面

キ 法第69条第1項の免許を受けている場合にあつては、当該免許を受けたことを証する書面

2 上記エの書面は、大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）の別記様式第12号の別紙を参考に作成する。

**別記様式第2号**

〇〇年度〇〇年度まさば及びごまさば太平洋系群大中型まさば網漁業  
 (漁獲割当てによる管理を行う管理区分)  
 年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可に基づく移転の届出書

年 月 日

農林水産大臣 殿

(移転をしようとする者)

1	(住所)
	(氏名)
2	(住所)
	(氏名)
3	(住所)
	(氏名)

(移転を受けようとする者)

1	(住所)
	(氏名)

※住所欄：法人にあつては、主たる事務所の所在地  
 ※氏名欄：法人にあつては、名称及び代表者の氏名

〇年〇月〇日付け〇水管第〇〇〇〇号により受けた〇〇年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可に関し、下記のとおり、移転する量及び移転を受ける量を届け出ます。

記

1 年次漁獲割当量の移転に係る船舶の概要  
 (1) 年次漁獲割当量を移転しようとする船舶

漁船名 (許可番号、 総トン数)	年次漁獲 割当量 (申請時)	年次漁獲 割当量 (届出時)	漁獲可能期間 中の漁獲量 (届出時)	未利用量 (届出時)	未利用量の うち 移転する量	年次漁獲 割当量 (移転後)
A丸 (AA-〇〇〇、 199トン)	1,000 トン	1,000 トン	400 トン	600 トン	100 トン	900 トン

B丸 (BB-〇〇〇、 135 トン)	2,000 トン	2,000 トン	1,500 トン	500 トン	150 トン	1850 トン
C丸 (CC-〇〇〇、 199 トン)	3,000 トン	3,000 トン	1,000 トン	2,000 トン	300 トン	2,700 トン

(2) 年次漁獲割当量の移転を受けようとする船舶

漁船名 (許可番号、 総トン数)	年次漁獲 割当量 (申請時)	年次漁獲 割当量 (届出時)	漁獲可能期間中の 漁獲量 (届出時)	移転を受ける量	年次漁獲 割当量 (移転後)
D丸 (DD-〇〇〇、 135 トン)	2,000 トン	2,000 トン	1,500 トン	550 トン	2,550 トン

3 宣誓事項

以下の条件を満たしていることを宣誓します。

- 漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 22 条第 2 項各号に掲げる者に該当しないことを証するため、当該〇〇年度年次漁獲割当量の移転に係る事前認可申請時に提出した書類について、本届出の提出時点においても変更がないこと。
  - 当該条件付き認可による移転は、構成員との間で行われること。
  - 当該〇〇年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可に基づき移転しようとする年次漁獲割当量 (本届出により移転しようとするものを含むこれまでの累計) は、事前認可申請の際に現に当該船舶が有していた年次漁獲割当量の 50% に相当する量以下であること。
  - 移転を受けようとする船舶は、本届出の時点において、事前認可申請の際に現に当該船舶が有していた年次漁獲割当量の 70% に相当する量以上を漁獲していること。
- ※ 条件を満たしている場合、それぞれのにチェックを入れる。

(備考)

- 1 当該年次漁獲割当量の移転をする者と移転を受ける者が同一の場合には、届出者の情報は移転を受ける者のみ記載することで足りる。

**別記様式第3号**

○年度○○年度まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業  
(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)  
年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可の変更申請

年 月 日

農林水産大臣 殿

(条件付き認可の内容を変更しようとする者)  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(構成員から離脱しようとする者)  
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記により、○年○月○日付け○水管第○○号により受けた○年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可の内容を変更したいので、申請します。

記

- 1 変更の内容 (□構成員であることをやめる場合はチェックし、変更前の欄に当該者の氏名を、変更後の欄に「-」を記載)

変更前	変更後

(備考)

- 1 申請にあたっては、年次漁獲割当量の移転の条件付き認可書 (写) を添付しなければならない。
- 2 申請時に提出した書類の内容に変更がある場合は、本申請書に当該書類を添えて申請しなければならない。

別記様式第4号

○年度○○年度まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業  
(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)  
年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可の変更申請

年 月 日

農林水産大臣 殿

(新たに構成員を追加しようとする者)

代表者	(住所)
	(氏名)
2	(住所)
	(氏名)
3	(住所)
	(氏名)
4	(住所)
	(氏名)
5	(住所)
	(氏名)
6	(住所)
	(氏名)

(新たに構成員になろうとする者)

7	(住所)
	(氏名)

※住所欄：法人にあっては、主たる事務所の所在地

※氏名欄：法人にあっては、名称及び代表者の氏名

下記により、○年○月○日付け○水管第○○号により受けた○年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可の内容を変更したいので、申請します。

記

- 1 条件付き認可を求める年次漁獲割当量及び当該認可に係る船舶の概要  
(1) 年次漁獲割当量を移転する可能性がある船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量 （申請時）	移転しようとする量
A丸（AA-〇〇〇、199トン）	1,000トン	500トン 以下
B丸（BB-〇〇〇、135トン）	2,000トン	1,000トン 以下
C丸（CC-〇〇〇、199トン）	3,000トン	1,500トン 以下

(2) 年次漁獲割当量の移転を受ける可能性がある船舶

漁船名（許可番号、総トン数）	年次漁獲割当量 （申請時）	移転を受けようとする量
A丸（AA-〇〇〇、199トン）	1,000トン	2,500トン 以下
B丸（BB-〇〇〇、135トン）	2,000トン	2,000トン 以下
C丸（CC-〇〇〇、199トン）	3,000トン	1,500トン 以下

(備考)

- 1 申請にあたっては、年次漁獲割当量の移転の条件付き認可書（写）を添付しなければならない。
- 2 申請時に提出した書類の内容に変更がある場合は、本申請書に当該書類を添えて申請しなければならない。
- 3 新たに構成員になろうとする者は、漁業法施行規則（令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。）第13条において準用する規則第10条第3項において準用する規則第3条第2項各号の規定により申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、規則第63条第1項の規定により漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、1の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、1の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。
  - ア 個人にあつては、次に掲げる書類
    - ① 住民票の写し又はこれに類するものであつて氏名及び生年月日を証する書類
    - ② 最近の財政状態を明らかにする書類（例：財産目録、税務申告の写し等）
  - イ 法人にあつては、次に掲げる書類
    - ① 定款
    - ② 登記事項証明書
    - ③ 最近の貸借対照表、損益計算書及び財産目録
  - ウ 漁船法（昭和25年法律第178号）による漁船の登録の謄本
  - エ 申請者が法第18条第1項第2号から第4号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面
  - オ 申請者が法第36条第1項、第57条第1項又は第119条第1項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る許可証の写し
  - カ 法第38条（法第58条において準用する場合を含む。）の認可を受けている場合にあつては、当該認可を受けたことを証する書面
  - キ 法第69条第1項の免許を受けている場合にあつては、当該免許を受けたことを

証する書面

- 4 上記エの書面は、大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い（令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知）の別記様式第12号の別紙を参考に作成する。

別記様式第5号

○年度○○年度まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業  
(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)  
年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可の取消し申請

年 月 日

農林水産大臣 殿

(構成員全員)

代表者	(住所)
	(氏名)
2	(住所)
	(氏名)
3	(住所)
	(氏名)
4	(住所)
	(氏名)
5	(住所)
	(氏名)
6	(住所)
	(氏名)
7	(住所)
	(氏名)

※住所欄：法人にあっては、主たる事務所の所在地  
※氏名欄：法人にあっては、名称及び代表者の氏名

○年○月○日付け○水管第○○号により受けた○年度年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可を取り消したいので、申請します。

(備考)

申請にあたっては、年次漁獲割当量の移転の条件付き認可書(写)を添付しなければならない。